

私立保育園・地域型保育事業保護者 各位

府中市長 高 野 律 雄
(公印省略)

保育施設の臨時休園の期間延長について (通知)

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、ご家庭での保育にご協力いただいておりますことにつきましても、重ねてお礼申し上げます。

本市では、国の緊急事態宣言を踏まえ、令和 2 年 5 月 6 日まで保育施設を臨時休園しておりますが、本市の新型コロナウイルスの感染者数が急増している状況を鑑み、引き続き、児童、保護者及び職員の健康と安全を守るため、その期間を令和 2 年 5 月 3 1 日まで延長することといたします。

保護者の皆さまには更なるご不便をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力の程、お願い申し上げます。

なお、これまでと同様に、保育が必要不可欠であると判断される場合には登園をすることができることとしますので、5 月 7 日以降に、新たにご家庭での保育が特に困難な事情が生じた場合には、「休園期間における登園届」(市ホームページからダウンロードできます。)を保育園にご提出ください(既に提出されている方の再提出は不要です。)

また、保育料の減額につきましては、この度の臨時休園の延長期間においても、欠席日数に応じて、日割りにして減額いたします(この措置は府中市民に限ります。)

なお、副食費につきましては、各施設が金額及び徴収方法を決めていることから、減額の判断も各施設の判断となりますので、お通りの施設にお問合せください。

1 臨時休園の延長期間

令和 2 年 5 月 7 日から 5 月 3 1 日まで

※ 国の緊急事態宣言等の状況に応じて変更する場合があります。その際には、改めてご連絡いたします。

2 保育園において児童又は職員が感染していた場合の対応について

当該保育園の一部又は全部を最大で 1 4 日間休園します。なお、休園の規模や期間につきましては、東京都等の関係機関と協議の上決定します。

※ 登園届をご提出いただいている方も登園することはできません。

3 育児休業からの復職日について

令和2年4月入所児童の保護者の復職日については、この度の臨時休園の期間延長に伴い、6月1日までとしている従来の期限を7月1日まで延長します。

なお、7月2日以降も復職できない場合には、就労先からの書類等による確認をもって、7月2日以降も育児休業等の延長を可能とします。

【問合せ】

子ども家庭部保育支援課

電 話：042-335-4172

メール：hoiku01@city.fuchu.tokyo.jp

(ご家庭での保育に係る相談)

臨時休園に伴い、ご家庭での保育を行う中で、子育てに関する悩みごとがございましたら、子ども家庭支援センター「たち」までご相談ください。

【子ども家庭支援センター「たち」の連絡先等】

電 話：042-354-8701

メール：kosodate03@city.fuchu.tokyo.jp

(東京都の緊急事態措置に関する問合せ先)

名 称：東京都緊急事態措置相談センター

電 話：03-5388-0567 (午前9時から午後7時まで)